

就業支援基礎研修の終了等について

令和7年度より「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）」を開始することに伴い、令和6年度をもって就業支援基礎研修は終了となります。

1 就業支援基礎研修の終了

就業支援基礎研修の実施は令和6年度までとなります。

2 基礎的研修の開始

基礎的研修は令和7年度の早期から開始する予定です。

3 就業支援基礎研修の修了に係る取り扱い

就業支援基礎研修の「就労支援員対応型基礎研修」に限り、就労支援員対応型カリキュラムの一部を欠席した方については、その科目を次回以降かつ翌年度末までに受講した場合に修了したものとしていますが、令和6年度は当該年度中に受講した場合に限り、修了したものとみなします。

4 就労支援関係研修修了加算の取り扱い

就労支援員対応型基礎研修が令和6年度で終了することに伴い、令和7年度以降の当該研修修了加算の取り扱いについては、別添「就労支援関係研修修了加算について」に記載の担当窓口にお問い合わせください。

5 基礎的研修の受講が必須となる方

次の四者については、基礎的研修の受講が必須となります。なお、就業支援基礎研修修了者であっても基礎的研修の受講が必要となります。

- ・ 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者
- ・ 障害者就業・生活支援センターの生活支援担当者
- ・ 就労移行支援事業所の就労支援員
- ・ 就労定着支援事業所の就労定着支援員

ただし、令和7年度までに次の研修を修了した場合は、基礎的研修の受講を必須としないこととします。

- ・ 障害者就業・生活支援センター主任就業支援担当者研修
- ・ 障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修

- ・職場適応援助者養成研修
- ・職場適応援助者支援スキル向上研修

6 経過措置

令和7年度より、障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修又は職場適応援助者養成研修を受講するためには、基礎的研修を修了していることが受講の要件となります。

ただし、当面の間は経過措置として、基礎的研修の修了が受講の要件とならない措置が図られる見込みです。

7 就業支援実践研修の終了

基礎的研修の開始に伴い、新たな研修体系に基づく階層研修が開始されるため、就業支援実践研修の実施は令和6年度までとなります。

【お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業リハビリテーション部 人材育成企画課

電話：043-297-9095（直通）

Eメール：stgrp@jeed.go.jp

※令和5年4月1日より「研修課」から名称が「人材育成企画課」に変わりました。